

別表第1（第5条関係）

事務事業評価シート

評価対象年度 平成 20 年度

【事務事業の基本的事項】

事 務 事 業 名	納税奨励費				
担 当 課 係 名	税 務 課	納 税 係	作 成 者	伊藤清美	
総 合 計 画 で の 位 置 づ け	施策の大綱	計画達成のために			総合計画の ページ
	基本計画	健全な財政運営の確立			
	主要施策	自主財源の確保			108
予 算 費 目	一 般 会 計	2 款 総 務 費	2 項 徴 税 費	1 目	税務総務費
事 業 期 間	平成 年度 ～ 平成 年度		新規／継続の区分		継続
性 質 区 分	☒ 市民サービス ☐ 公共事業 ☐ 施設維持管理 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				
根 拠 法 令 等	仙北市納税貯蓄組合補助金交付規則 ほか				
事 務 区 分	☒ 自治事務 ☐ 法定受託事務				
運 営 方 法	☒ 直 営 ☐ 直営（一部民間委託） ☐ 民間委託(全部) ☐ 補 助				

【事務事業の実施内容】

事業の対象 （誰のため・何を）	納税貯蓄組合連合会及び地区納税貯蓄組合
事業の目的・意図 （どういう状態にしたいのか）	納税貯蓄組合連合会→納税貯蓄組合の普及及び納税についての認識を深めるとともに、合理化を図ることを目的とする。 地区納税貯蓄組合→税の収納と納付率の向上、地域住民の納税思想の普及、税の完納意識の高揚を図る。
事業の内容 （どのような業務、活動を行うのか）	納税貯蓄組合連合会→未組織地域の組合設立奨励、地区連の指導及び育成、市政との連絡調整及び地区連への伝達等。 地区納税貯蓄組合→市税納付書の配布及び収納等。

【事務事業の推移】

	項 目			単位	18年度実績	19年度実績	20年度実績	
効果	活動指標	組合員への納付書配布 及び収納等	目標	ヶ月	12	12	12	
			実績	ヶ月	12	12	12	
			達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
	成果指標	徴収率 (納税貯蓄組合取扱分)	目標	%	97.00	97.00	97.00	
			実績	%	96.47	95.94	93.37	
			達成度	%	99.5%	98.9%	96.3%	
投下コスト	項 目		総事業費		18年度決算額(千円)	19年度決算額(千円)	20年度決算額(千円)	
	事業費（人件費を除く）(A)				19,175	21,765	13,183	
	人 件 費 (B)		—		11,780	12,107	11,888	
	職 員 数		—		1.50	1.50	1.50	
	職 員 平 均 人 件 費		—		7,853	8,071	7,925	
	(A) + (B) 投下コスト				30,955	33,872	25,071	
	財源内訳	国 庫 支 出 金						
		県 支 出 金						
		地 方 債						
		そ の 他						
		一 般 財 源				30,955	33,872	25,071
単位コスト	活動指標1単位当たりコスト(円)		—		2,579,583	2,822,667	2,089,250	
	市民1人当たりのコスト(円)		—		971	1,077	808	

【事務事業の今までの成果】

納税組合取扱税額（一般税）

平成18年度： 837,795,300円	収納額： 808,221,598円
平成19年度： 905,138,800円	収納額： 868,367,400円
平成20年度： 1,370,691,300円	収納額： 1,279,853,443円

【事務事業を取巻く環境】

国・県・他自治体の動向	各自治体に於いて、納税組合長の高齢化が進んでいる。市税の容易かつ確実な納付を図っている。
事業に対する市民の意見 (事業に対する期待、要望、苦情等)	組合に対する補助金等を減らさないでほしい。

【一次評価】

判 定	事 業 の 方 向 性	判 定 に 至 っ た 理 由
B 2	A 現状のまま継続（実施）	納税組合の租税に対する認識を深め、組合相互の連絡強調を図り、税金の意義と納税思想の啓発を図ることにより納付実績の向上が得られるため、納税組合は必要。
	B 1 見直しの上で継続（拡大）	
	B 2 見直しの上で継続（手段改善等）	
	B 3 見直しの上で継続（縮小）	
	C 1 大幅な見直しの上で継続（拡大）	
	C 2 大幅な見直しの上で継続（手段改善等）	
	C 3 大幅な見直しの上で継続（縮小）	
	D 休止・廃止（統合を含む）を検討する事業	
	E 終了（完成及び目的を達成し終了した事業）	

※一次評価の判定がB～Dのときは、下記に必ず記入すること。

【具体的な今後の取組内容（改善の方向性、対象、意図、手段等について記載すること。）

組合長の高齢化が進んでいるうえ、後任の組合長を引き受ける人もいないことにより解散する組合が見受けられるため、納税組合の口座振替の推進を依頼していく。

【二次評価】

判 定	判 定 に 至 っ た 理 由
B 3	納税貯蓄組合は税の収納と納付率の向上において大きな役割を担ってきており、今後も必要な団体であると考えられますが、組合加入率低下の一方で口座振替納税は増加傾向にあることを踏まえ、口座振替納税の一層の促進が必要と考えます。

一次評価診断図

